

丹波篠山市民センター図書コーナー高校生ボランティア事業実施 要領

(趣旨)

第1条 この要領は、丹波篠山市民センター図書コーナー（以下「図書コーナー」という。）ヤングアダルト（主として中学生、高校生世代の者。以下「YA」という。）コーナーの運営及び図書コーナーが実施する事業に協力する高校生ボランティア（自らの意思に基づき、YA世代の読書活動推進及び心の居場所づくり推進のため、その知識及び技能を無償で提供する者をいう。以下「高校生ボランティア」という。）の登録及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要件)

第2条 高校生ボランティアとして登録できる者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 丹波篠山市内の高等学校に在籍する者
- (2) 年間を通じて継続的に活動する意思がある者
- (3) 図書館活動に関心のある者

(登録)

第3条 高校生ボランティアになることを希望する者は、丹波篠山市民センター図書コーナー高校生ボランティア登録申請書（別記様式）を中央図書館の館長（以下「館長」という。）に提出しなければならない。

- 2 館長は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、前条各号に掲げる要件に該当すると認めたときは、当該申請書を提出した者を高校生ボランティアとして登録し、台帳管理するものとする。
- 3 高校生ボランティア登録の有効期限は、登録をした日の属する年度の末日までとする。

(保険加入)

第4条 高校生ボランティアは、活動を行う場合は、ボランティア保険に加入しなければならない。

- 2 前項の規定によるボランティア保険の加入に要する費用は、市の負担とする。

(登録の取消し)

第5条 館長は、高校生ボランティアが次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消すものとする。

- (1) 高校生ボランティア登録を辞退したとき。
- (2) 第2条各号に掲げる要件に該当しなくなったとき。

(3) 高校生ボランティアとして不適切であると館長が認めたとき。
(活動内容)

第6条 高校生ボランティアは、次に掲げる活動を行う。

- (1) YAコーナー図書の整理
- (2) YAコーナーの装飾
- (3) YAコーナー等YA世代向けの選書補助
- (4) YA世代の読書活動の支援補助
- (5) 図書コーナーが実施する事業補助
- (6) その他館長が必要と認める図書館業務補助

(活動日時及び場所)

第7条 高校生ボランティアの活動日時及び場所は、館長が指定する。

(研修)

第8条 館長は、高校生ボランティアに対し、活動に必要な知識及び技能の習得のための研修を実施するものとする。

2 高校生ボランティアは、前項の研修に参加しなければならない。

(遵守事項)

第9条 高校生ボランティアは、活動に当たって特定の政党活動、宗教活動又は営利活動をしてはならない。

2 高校生ボランティアは、活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。高校生ボランティア登録の解除後もまた同様とする。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。